

いまばりプロモーション動画製作業務委託仕様書

この仕様書は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「いまばりプロモーション動画製作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

いまばりプロモーション動画製作業務

2 業務目的

コロナ対策期間中に「訪日・ブランディング」をリカバーするため、新たな観光誘客の手法として、外国人の個人旅行化（移住）への視点と、瀬戸内ブランドを軸とした今治市における観光資源を改めて見直し、ホームページや旅行代理店などをはじめとしたテレビCM、キャンペーン等に活用し、発信することにより、今治市への観光誘客の拡充を図ることを目的とする。

3 業務内容

製作に関する業務内容は、以下のとおりであるが、素材撮影地など映像製作における重要事項は、甲と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画・撮影・製作等

ア 今治市は、大きく陸地部・臨海部に区分されているが、魅力ある瀬戸内しまなみ海道をはじめとし、市街地、里山景観の山間地を整理するものとし、島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアにつき、それぞれ3分程度のプロモーション動画（以下「3分版」）を製作すること。

イ 今治市は、大きく陸地部・臨海部に区分されているが、魅力ある瀬戸内しまなみ海道をはじめとし、市街地、里山景観の山間地を整理するものとし、島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアにつき、それぞれ1分程度のプロモーション動画（以下「1分版」）を製作すること。

ウ 今治市は、大きく陸地部・臨海部に区分されているが、魅力ある瀬戸内しまなみ海道をはじめとし、市街地、里山景観の山間地を整理するものとし、島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアの総合版にて、3分版及び1分版を製作すること。

エ 各エリア3分版・1分版、総合版3分版・1分版のいずれも企画・編集にあたっては、外国人の目線で海外から瀬戸内・今治市へ訪れる外国人旅行者に対して、今治市の魅力をアピールするとともに、年間を通して使用できるものとする。

オ 各エリア3分版・1分版、総合版3分版・1分版のいずれもナレーションは、全て英語にし、日本語テロップを入れること。出演する日本人に対しては、逆に、英語のテロップを入れること。（2言語）

カ 各エリア3分版・1分版、総合版3分版・1分版のいずれも映像の場所等の他に、各エリアのコンセプトも日本語のテロップを入れること。（2言語）

キ ドローンなど、映像製作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような映像（編集・グラフィック・音楽）に仕上げること。

ク 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、乙において行うこと。

ケ 映像製作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場所や適当な映像が撮影できなかった場合等には、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等

を使用する際の手続き等は、乙において行うこと。

コ BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用など、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は、手続き等を乙において行うこと。

サ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては乙において行うこと。

シ それぞれの動画について、乙における動画確認を2回以上行うこと。

(2) 成果物

ア 再生用

DVD50枚 (PAL形式、NTSC形式 各25枚)

イ ウェブアップロード用

フルハイビジョン形式の映像データ及びモバイル等での使用を想定した軽量化した映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたDVD10枚

ウ 非圧縮の映像マスターデータ一式 (HDD等)

(3) 納品

ア 納期 令和3年3月31日

イ 納品場所 公益社団法人今治地方観光協会

愛媛県今治市片原町一丁目100番地3みなと交流センター3F

4 仕様

(1) 3分版、1分版、総合3分版・1分版 共通

ア 規格：フルカラー

イ 画面比：16対9

ウ DVD (NTSC、PAL形式)、ブルーレイ、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージで再生可能なファイル形式とする。

(2) 各3分版 (大島・伯方島・大三島・市街地・山間地)

ア パターン

島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアにつき、それぞれ3分程度のプロモーション動画 (以下「3分版」) を製作すること。

イ テロップ

ナレーションは、全て英語にし、日本語テロップを入れること。出演する日本人に対しては、逆に、英語のテロップを入れること。各エリアのコンセプトや特徴を紹介するテロップを加えること。また、ナレーションについては、日本語の直訳ではなく、ネイティブスピーカーによるものとし、日本の歴史・文化・伝統等にある程度精通している者が好ましい。

(3) 各1分版 (大島・伯方島・大三島・市街地・山間地)

ア パターン

島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアにつき、それぞれ1分程度のプロモーション動画 (以下「1分版」) を製作すること。

イ テロップ

ナレーションは、全て英語にし、日本語テロップを入れること。出演する日本人に対しては、逆に、英語のテロップを入れること。各エリアのコンセプトや特徴を紹介するテロップを加えること。また、ナレーションについては、日本語の直訳ではなく、ネイティブスピーカーによるものとし、日本の歴史・文化・伝統等にある程度精通している者が好ましい。

(4) 総合3分版（大島・伯方島・大三島・市街地・山間地）

ア パターン

島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアの総合版にて、3分版を製作すること。

イ テロップ

ナレーションは、全て英語にし、日本語テロップを入れること。出演する日本人に対しては、逆に、英語のテロップを入れること。各エリアのコンセプトや特徴を紹介するテロップを加えること。また、ナレーションについては、日本語の直訳ではなく、ネイティブスピーカーによるものとし、日本の歴史・文化・伝統等にある程度精通している者が好ましい。

(5) 総合1分版（大島・伯方島・大三島・市街地・山間地）

ア パターン

島しょ部の大島、伯方島、大三島、陸地部の市街地、里山景観の山間地の5エリアの総合版にて、1分版を製作すること。

イ テロップ

ナレーションは、全て英語にし、日本語テロップを入れること。出演する日本人に対しては、逆に、英語のテロップを入れること。各エリアのコンセプトや特徴を紹介するテロップを加えること。また、ナレーションについては、日本語の直訳ではなく、ネイティブスピーカーによるものとし、日本の歴史・文化・伝統等にある程度精通している者が好ましい。

5 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等)を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得たうえで、これを実施すること。

6 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償し

なければならない。

ウ 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開・配布・放送等）することができることとする。

エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

オ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。

カ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全ての受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。